

寒川町長 様

平成 30 年度 水質検査委託  
年間報告書

平成 31 年 3 月

株式会社 エスク横浜分析センター

# 目次

## 1. 調査概要

1-1	調査件名	1
1-2	調査対象	1
1-3	調査期間	1
1-4	試料採取場所及び分析項目	1
1-5	分析方法及び定量下限値	1
1-6	測定結果の評価方法	1

## 2. 調査結果

2-1	目久尻川（宮山橋）	3
2-2	一之宮第2排水路（弥生橋）	5

## 3. 河川等の経月変化及び経年変化（pH、BOD、COD及びSS）

3-1	pH	7
3-2	BOD	9
3-3	COD	11
3-4	SS	13

## 1. 調査概要

### 1-1 調査件名

平成 30 年度 水質検査委託

### 1-2 調査対象

寒川町内指定河川等

定期的な調査対象は、目久尻川（宮山橋）、一之宮第 2 排水路（弥生橋）の 2 地点とした。

### 1-3 調査期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

### 1-4 試料採取日および分析項目

河川等の試料採取日及び分析項目を表 1 に示した。

### 1-5 分析方法及び定量下限値

分析方法は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に定められた方法に準じた。

定量下限値は、「平成 30 年度神奈川県公共用水域及び地下水の水質測定計画」に準じた。

### 1-6 測定結果の評価方法

生活項目について、次の値が類型の環境基準値に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成していると評価する。

BOD 及び COD	「75%水質値」
------------	----------

※75%水質値とは、公共用水域における、通常の状態（低水流量以上の状態）に相当する水質レベルとして、年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたときの  $0.75 \times n$  番目（ $n$  は日間平均値のデータ数）のデータ値をいう。



## 2. 調査結果

### 2-1 目久尻川（宮山橋）

分析結果を表2に示した。調査対象の河川は相模川下流に流入している。分析結果は、昭和46年環境庁告示第59号の「水質汚濁に係る環境基準について」の別表1及び別表2（B類型）の基準値を、相模川下流に準じて評価を行った。なお、相模川下流水域は、平成22年9月24日付けで河川C類型からB類型に変更された。

BODについて、75%値は、平成25年度において3.7mg/lと基準値（3mg/l）を超過していたが、平成26年度は1.5mg/l、平成27年度は1.9mg/l、平成28年度は1.3mg/l、平成29年度は1.5mg/l、本年度は1.6mg/lと基準値を満足していた。本年度は、0.5～1.9mg/lの範囲であった。

大腸菌群数について、年間の平均値は20,000MPN/100mlであり、基準値（5,000MPN/100ml）を超過していた。本年度は、17,000～22,000MPN/100mlの範囲であり、毎回基準値を超過していた。

その他の環境基準が設定されている項目は、基準値を満足していた。

表2 分析結果一覧<目久尻川(宮山橋)>

採取条件	調査月日	月日	4月5日	5月10日	6月7日	7月9日	8月2日	9月6日	10月4日	11月1日	12月13日	1月10日	2月19日	3月9日	平均(9)内は75%値	基準値
人の健康に係る項目	調査月日	月日														
	採水時間	時分	11:02	10:30	10:49	15:20	9:25	10:36	11:35	11:16	11:10	10:34	10:40	15:20	-	-
	気温	℃	15.8	14.8	24.6	30.4	34.6	29.8	20.8	18.8	9.8	7.6	10.3	15.6	-	-
	水温	℃	15.6	16.7	22.3	28.6	29.0	25.2	19.8	14.8	11.5	7.4	12.7	14.8	-	-
	カドミウム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003以下
	全シアン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されなかった。
	鉛	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	六価クロム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05以下
	砒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	総水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005以下
アルキル水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されなかった。	
P C B	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されなかった。	
ジクロロメタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下	
四塩化炭素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002以下	
1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004以下	
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.04以下	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1以下	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.006以下	
トクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下	
ネトラクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下	
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002以下	
チウラム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.006以下	
シマジン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003以下	
チオベンカルブ	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下	
ベンゼン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下	
セレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下	
硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10以下	
亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8以下	
ふっ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1以下	
ほう素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05以下	
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.5以上8.5以下	
pH	pH	7.8	7.8	7.7	8.1	7.7	7.7	7.8	8.0	8.2	7.8	7.9	7.9	8.0	7.9	7.9
B O D	mg/l	1.2	1.9	1.5	1.1	0.8	0.8	1.2	0.5	0.8	1.1	1.6	1.6	1.6	1.2 (1.6)	3以下
S S	mg/l	3	3	6	4	7	7	10	3	3	2	2	7	3	4	25以下
D O	mg/l	-	9.3	-	-	-	-	-	-	10.1	-	-	-	-	9.7	5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	-	17,000	-	-	-	-	-	-	22,000	-	-	-	-	20,000	5,000以下
C O D <sub>Mn</sub>	mg/l	2.4	3.7	4.5	3.4	3.2	3.2	3.6	2.4	2.2	1.6	2.6	3.9	3.1	3.1 (3.6)	-
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	-	<0.5	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	<0.5	-
フェノール類	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg/l	-	0.015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.015	-
溶解性鉄	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E P N	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全窒素	mg/l	-	4.8	-	-	-	-	-	-	6.7	-	-	-	-	5.8	-
全磷	mg/l	-	0.12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.12	-
アンモニウム性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
陰イオン界面活性剤	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※基準値は「水質汚濁に係る環境基準について」の別表1及び別表2(河川B類型)による。(平成22年9月24日付けで、相模川下流水域は平成22年度よりC類型からB類型に変更された。)

■ 基準値超過を示す。

## 2-2 一之宮第2排水路（弥生橋）

分析結果を表3に示した。分析結果は、目久尻川（宮山橋）同様に評価を行った。

pHについて、基準値（6.5～8.5pH）を超過する事が多く、毎月高い値で推移していた。

BODについて、75%値は平成25年度において3.5mg/lと基準値（3mg/l）を超過していたが、平成26年度は1.9mg/l、平成27年度は1.8mg/l、平成28年度は2.3mg/l、平成29年度は1.8mg/l、本年度は2.2mg/lと基準値を満足していた。本年度は、0.9～3.6mg/lの範囲であった。

大腸菌群数について、年間の平均値は25,000MPN/100mlであり、基準値（5,000MPN/100ml）を超過していた。本年度は、14,000～35,000MPN/100mlの範囲であり、毎回基準値を超過していた。

その他の環境基準が設定されている項目は、基準値を満足していた。

表3 分析結果一覧<一之宮第2排水路(弥生橋)>

採取条件	調査月日	月日	4月5日	5月10日	6月7日	7月9日	8月2日	9月6日	10月4日	11月1日	12月13日	1月10日	2月19日	3月9日	平均	基準値
人の健康に係る項目	採水時間	時分	10:35	11:10	11:20	15:50	9:50	10:59	11:05	10:48	11:39	10:53	11:15	15:50	-	-
	気温	℃	14.5	14.3	24.8	31.2	35.0	30.3	21.2	18.8	12.8	8.2	10.6	17.4	-	-
	水温	℃	21.5	17.5	25.5	30.8	31.7	27.8	24.0	20.2	17.5	16.2	19.2	13.2	-	-
	カドミウム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003以下
	全シアン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されなかつた。
	鉛	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	六価クロム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05以下
	砒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	総水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0005以下
	アルキル水銀	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されなかつた。
生活環境に係る項目	P C B	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	検出されなかつた。
	ジクロロメタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下
	四塩化炭素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.004以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.04以下
	1,1-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.006以下
	トリクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
	ネトラクロロエチレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.002以下	
チウラム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.003以下	
シマジン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.02以下	
チオベンカルブ	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下	
ベンゼン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.01以下	
セレン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10以下	
硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
亜硝酸性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8以下
ふっ素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1以下
ほう素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.05以下
1,4-ジオキサン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.5以上8.5以下
pH	pH	8.4	9.0	8.8	8.8	9.2	8.8	8.4	8.4	9.0	8.4	8.6	8.6	9.1	8.8	8.8
B O D	mg/l	3.4	2.2	1.9	1.1	0.9	0.9	1.0	2.6	1.7	1.4	3.6	1.7	1.7	1.9 (2.2)	3以下
S S	mg/l	2	1	2	1	9	9	3	1	1	2	4	2	1	2	25以下
D O	mg/l	-	15.9	-	-	-	-	-	-	19.1	-	-	-	-	17.5	5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	-	14,000	-	-	-	-	-	-	35,000	-	-	-	-	25,000	5,000以下
C O D <sub>mn</sub>	mg/l	7.1	5.6	5.3	4.2	3.5	3.5	5.0	6.8	6.4	5.4	5.6	6.8	6.0	5.6 (6.4)	-
n-ヘキサン抽出物質	mg/l	-	<0.5	-	-	-	-	-	-	<0.5	-	-	-	-	<0.5	-
フェノール類	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
銅	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全亜鉛	mg/l	-	0.059	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.059	-
溶解性鉄	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
溶解性マンガン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
クロム	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
E P N	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ニッケル	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全窒素	mg/l	-	5.8	-	-	-	-	-	-	3.6	-	-	-	-	4.7	-
全磷	mg/l	-	1.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.1	-
アンモニウム性窒素	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
塩化物イオン	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
陰イオン界面活性剤	mg/l	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※基準値は「水質汚濁に係る環境基準について」の別表1及び別表2(河川B類型)による。(平成22年9月24日付けで、相模川下流水域は平成22年度よりB類型からB類型に変更された。)

基準値超過を示す。



### 3. 河川等の経月変化及び経年変化 (pH、BOD、COD 及び SS)

#### 3-1 pH

平成 30 年度の各調査地点における経月変化を表 4 及び図 1 に示した。

年間の平均値について、昭和46年環境庁告示第59号の「水質汚濁に係る環境基準について」の別表2 (B類型) の基準値を用いて評価を行った。

年間の平均値は、一之宮第2排水路 (弥生橋) で、基準値 (6.5~8.5pH) を超過していた。目久尻川 (宮山橋) では、基準値の範囲に収まっていた。本年度は、一之宮第2排水路 (弥生橋) で、一部基準値を超過し、目久尻川 (宮山橋) では毎回、基準値の範囲に収まっていた。

表 4 平成 30 年度 pH の経月変化

(単位:pH)

調査地点	調査結果													平均
	平成30年										平成31年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
目久尻川 (宮山橋)	7.8	7.8	7.7	8.1	7.7	7.8	8.0	8.2	7.8	7.9	7.9	8.0	7.9	
一之宮第2排水路 (弥生橋)	8.4	9.0	8.8	8.8	9.2	8.8	8.4	9.0	8.4	8.6	8.6	9.1	8.8	

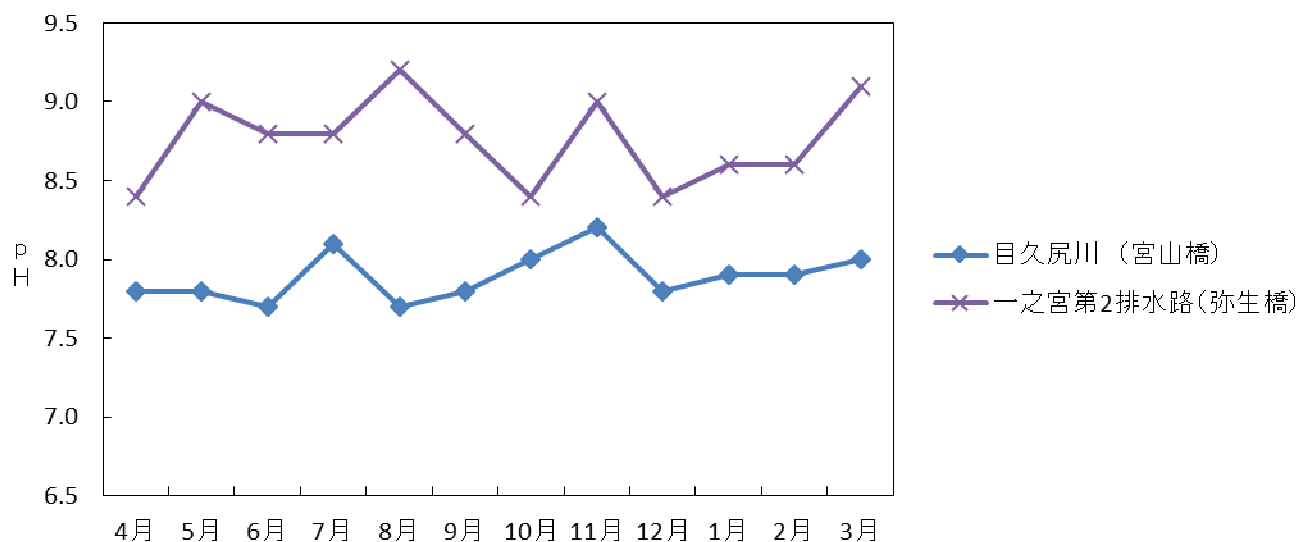


図 1 平成 30 年度 pH の経月変化

また、平成13年度から平成30年度までの年間平均値の経年変化を、表5及び図2に示した。

一之宮第2排水路(弥生橋)では、平成27年度以降上昇傾向が見られ、本年度では基準値(6.5~8.5pH)を超過していた。目久尻川(宮山橋)では、平成13年度から本年度まで、基準値の範囲に収まっていた。

表5 平成13年度～平成30年度 pHの経年変化

(単位:pH)

調査地点	調査結果(年間12回の平均値)																	
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目久尻川(宮山橋)	7.5	7.5	7.6	7.6	7.7	7.7	7.6	7.7	7.7	7.7	7.7	7.9	7.8	7.9	7.9	8.0	7.9	7.9
一之宮第2排水路(弥生橋)	7.9	7.9	7.9	7.9	8.1	8.1	7.9	7.8	7.9	8.1	8.0	8.1	8.1	8.1	8.2	8.4	8.6	8.8

※目久尻川は平成12年度及び平成15年度以降は宮山橋、平成13年度及び平成14年度は寒川橋で調査。過去値は寒川町様より提供されたものを使用。

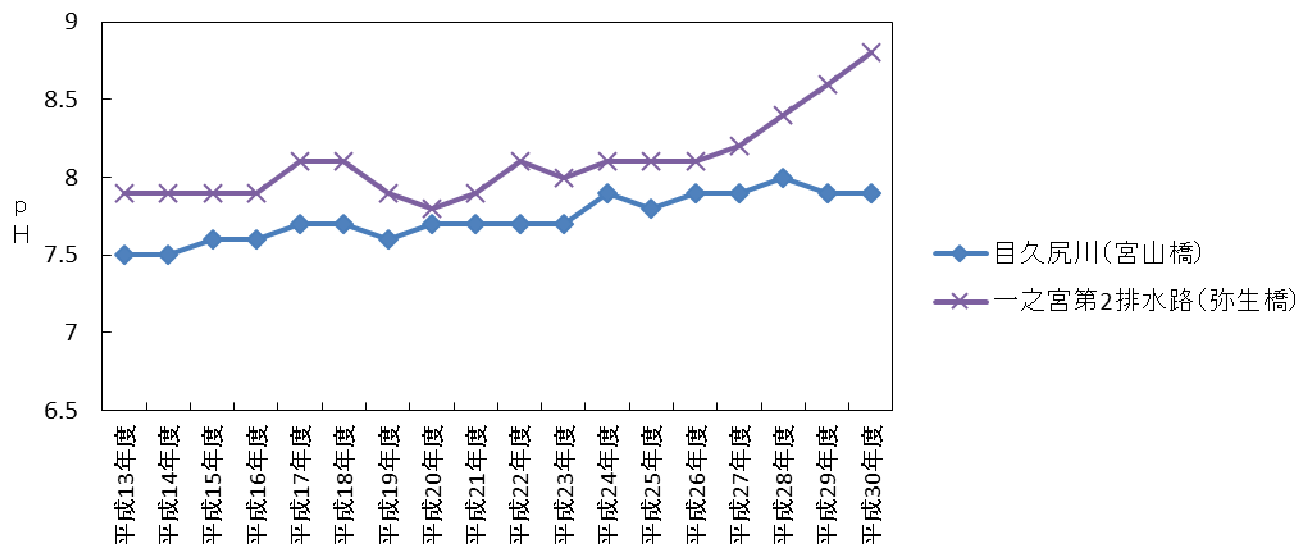


図2 平成13年度～平成30年度 pHの経年変化

### 3-2 BOD

平成30年度の各調査地点における経月変化を表6及び図3に示した。

年間の平均値について、昭和46年環境庁告示第59号の「水質汚濁に係る環境基準について」の別表2(B類型)の基準値を用いて評価を行った。

一之宮第2排水路(弥生橋)では、4月に3.4mg/l、1月に3.6mg/lと基準値を超過していたが、それ以降は基準値の範囲に収まっていた。目久尻川(宮山橋)では毎回、基準値の範囲に収まっていた。

表6 平成30年度 BODの経月変化

(単位:mg/l)

調査地点	調査結果												平均	75%値
	平成30年									平成31年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
目久尻川(宮山橋)	1.2	1.9	1.5	1.1	0.8	1.2	0.5	0.8	1.1	1.6	1.6	1.6	1.2	1.6
一之宮第2排水路(弥生橋)	3.4	2.2	1.9	1.1	0.9	1.0	2.6	1.7	1.4	3.6	1.7	1.7	1.9	2.2

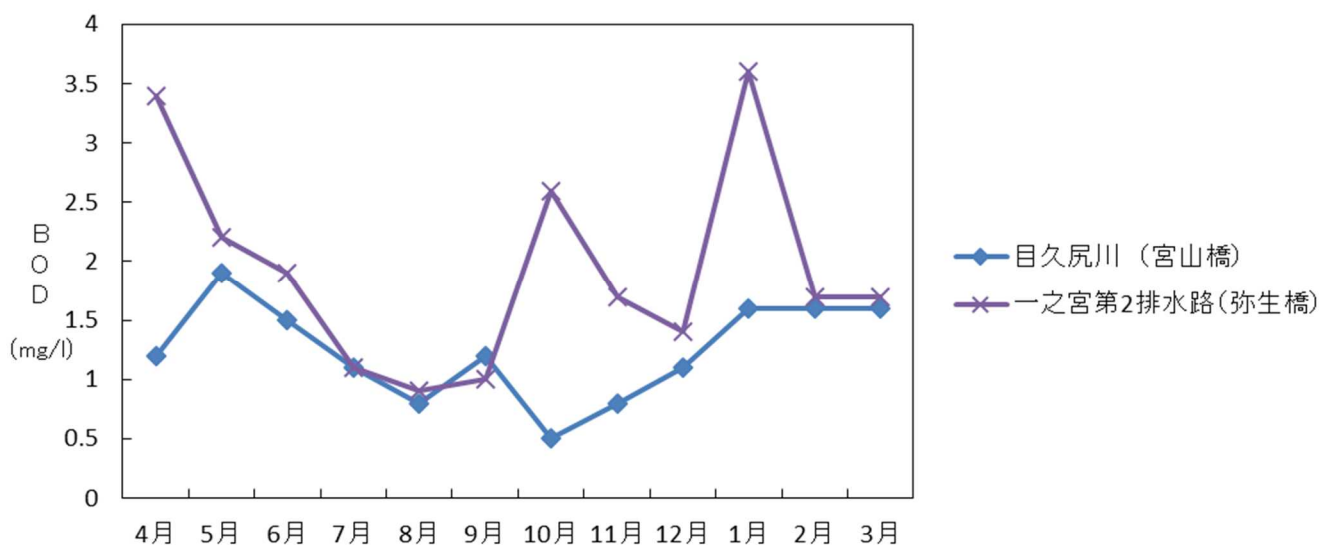


図3 平成30年度 BODの経月変化

また、昭和 60 年度から平成 30 年度までの平均値の経年変化を、表 7 及び図 4 に示した。

目久尻川（宮山橋）、一之宮第 2 排水路（弥生橋）について、平成 20 年度以降基準値（3mg/l）を超過することはなかった。

表 7 昭和 60 年度～平成 30 年度 BOD の経年変化（平均値）

（単位：mg/l）

調査地点	調査結果（年間12回の平均値）																
	昭和60年度	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目久尻川(宮山橋)	7	8	7.8	5	4.0	3.6	1.6	1.6	1.6	2.0	1.8	2.6	1.6	1.4	1.1	1.3	1.2
一之宮第2排水路(弥生橋)	8	11	5.5	3.6	3.5	4.4	2.5	2.4	2.4	2.4	2.0	2.8	1.9	1.6	1.9	1.9	1.9

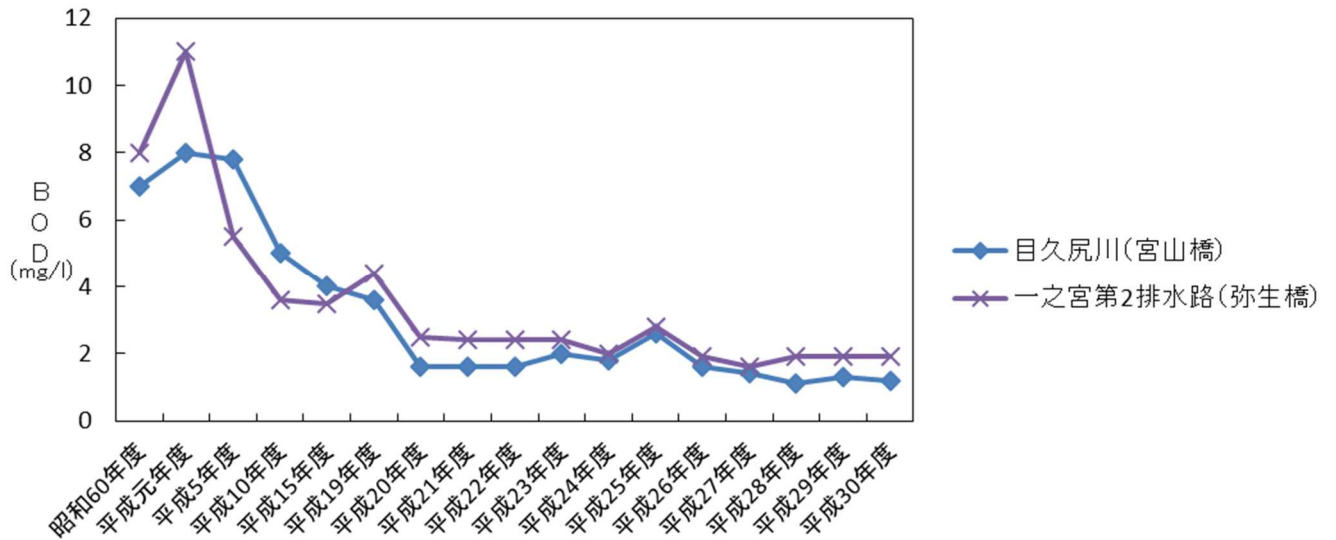


図 4 昭和 60 年度～平成 30 年度 BOD の経年変化（平均値）

### 3-3 COD

平成 30 年度の各調査地点における経月変化を表 8 及び図 5 に示した。

一之宮第 2 排水路（弥生橋）の結果が、目久尻川（宮山橋）と比較して、やや高い値を示す傾向が見られた。

表 8 平成 30 年度 COD の経月変化

(単位:mg/l)

調査地点	調査結果													平均	75%値
	平成30年										平成31年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
目久尻川（宮山橋）	2.4	3.7	4.5	3.4	3.2	3.6	2.4	2.2	1.6	2.6	3.9	3.1	3.1	3.6	
一之宮第2排水路(弥生橋)	7.1	5.6	5.3	4.2	3.5	5.0	6.8	6.4	5.4	5.6	6.8	6.0	5.6	6.4	

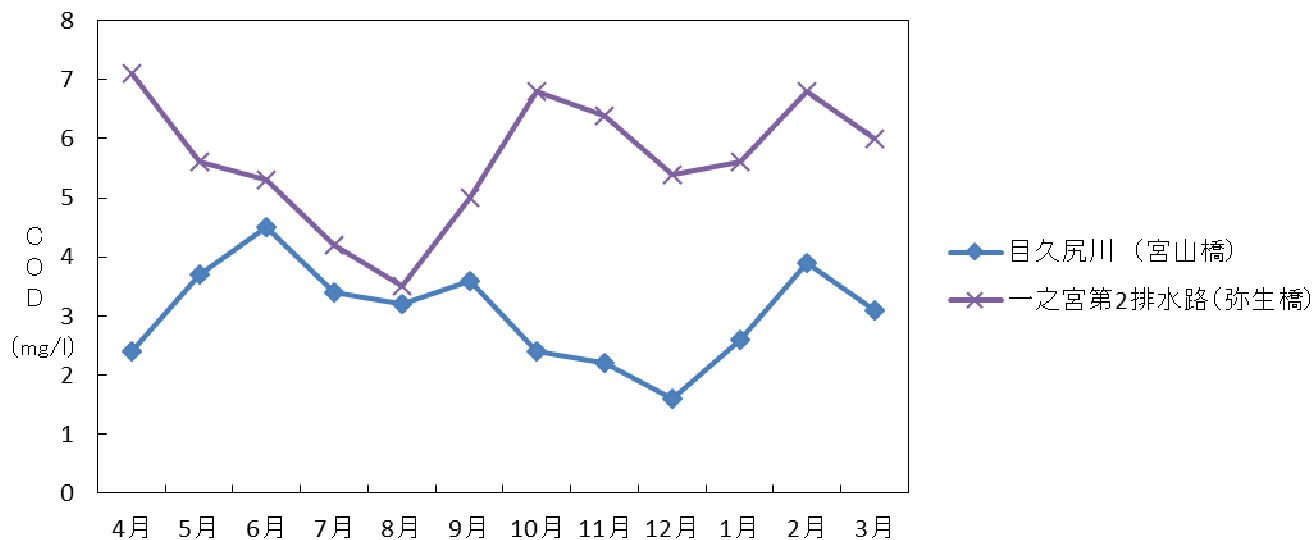


図 5 平成 30 年度 COD の経月変化

また、平成元年度から平成 30 年度までの平均値の経年変化を表 9 及び図 6 に示した。

目久尻川（宮山橋）、一之宮第 2 排水路（弥生橋）両地点とも、平成 20 年度以降は、ほぼ横ばいの推移を示している。

表 9 平成元年度～平成 30 年度 COD の経年変化（平均値）

(単位:mg/l)

調査地点	調査結果(年間12回の平均値)																	
	平成元年度	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
目久尻川(宮山橋)	10.2	7.2	6.9	6.1	4.6	5.7	3.9	4.1	3.3	3.8	3.6	3.4	3.1	3.3	3.1	3.4	3.1	
一之宮第2排水路(弥生橋)	13.6	13.2	7.5	8.1	7.7	8.5	6.2	6.5	6.4	5.5	5.6	5.7	5.3	5.5	5.6	5.5	5.6	

※目久尻川は平成 12 年度及び平成 15 年度以降は宮山橋、平成 13 年度及び平成 14 年度は寒川橋で調査。平成元年から平成 10 年は寒川大橋にて調査。過去値は寒川町様より提供されたものを使用。

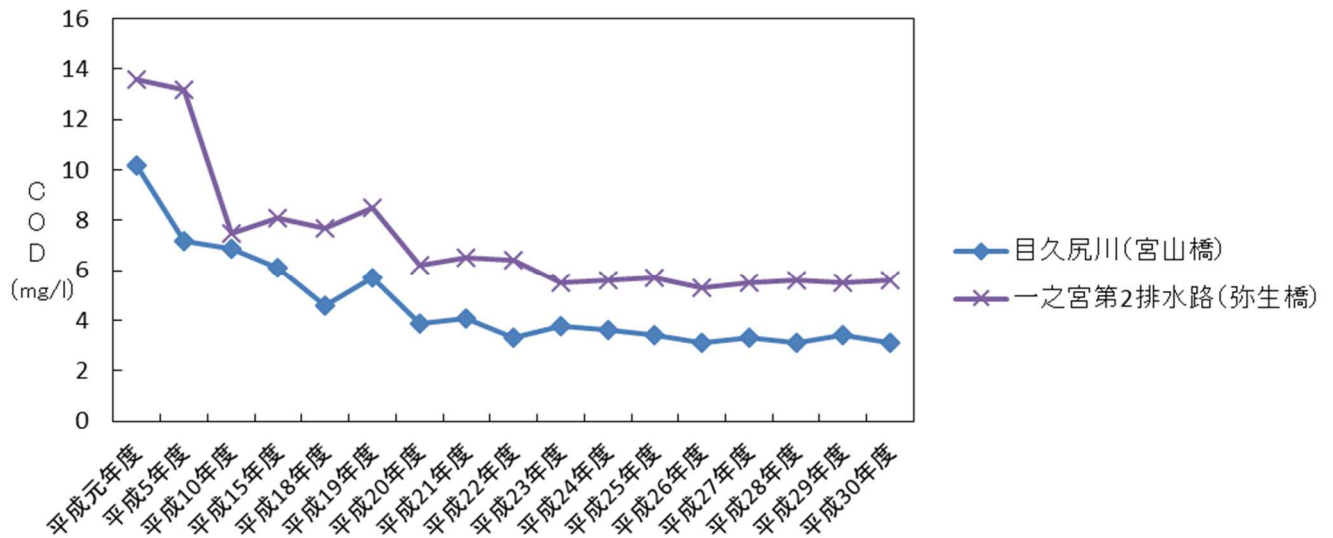


図 6 平成元年度～平成 30 年度 COD の経年変化（平均値）

### 3-4 SS

平成30年度の各調査地点における経月変化を表10及び図7に示した。

年間の平均値について、昭和46年環境庁告示第59号の「水質汚濁に係る環境基準について」の別表2(B類型)の基準値を用いて評価を行った。

年間の平均値は、両河川ともに基準値(25mg/l)を満足していた。

表10 平成30年度 SSの経月変化

(単位:mg/l)

調査地点	調査結果												平均
	平成30年									平成31年			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
目久尻川(宮山橋)	3	3	6	4	7	10	3	3	2	2	7	3	4
一之宮第2排水路(弥生橋)	2	1	2	1	9	3	1	1	2	4	2	1	2

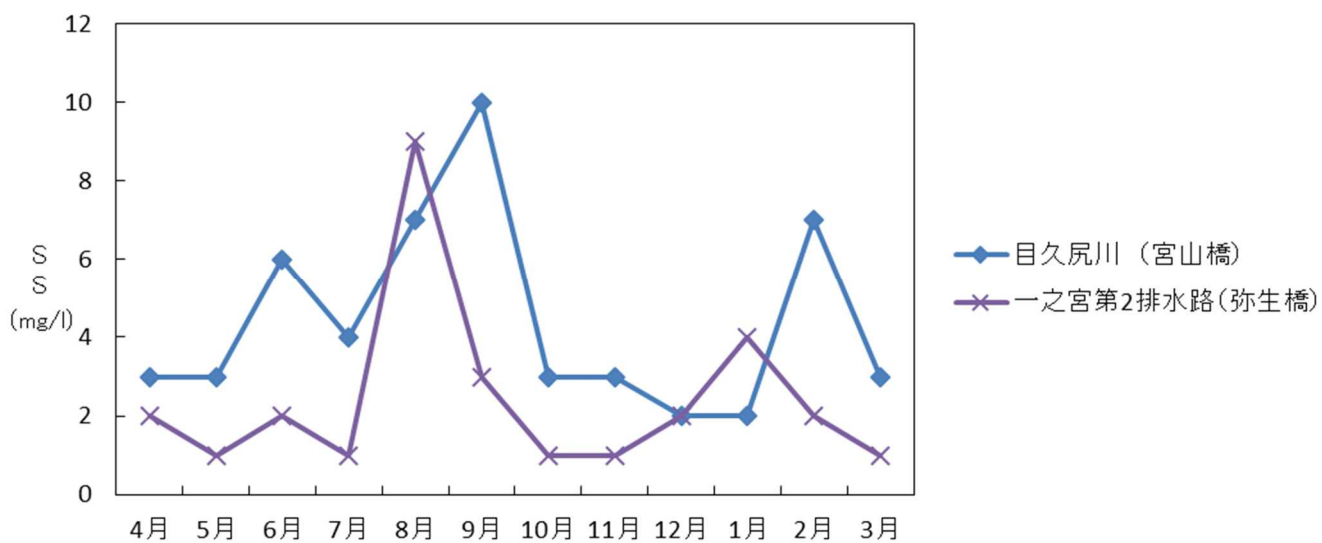


図7 平成30年度 SSの経月変化

また、平成 13 年度から平成 30 年度までの平均値の経年変化を表 11 及び図 8 に示した。

目久尻川（宮山橋）、一之宮第 2 排水路（弥生橋）両地点とも、平成 20 年度以降は 10mg/l を超えることはなく、低濃度で推移を示している。

表 11 平成 13 年度～平成 30 年度 SS の経年変化（平均値）

(単位:mg/l)

調査地点	調査結果(年間12回の平均値)																	
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
目久尻川(宮山橋)	17	16	14	12	7	8	16	4	5	7	6	6.2	8.2	5	6	5	7	4
一宮第2排水路(弥生橋)	10	7	6	10	5	3	4	3	3	4	8	7.8	3.0	4	4	5	2	2

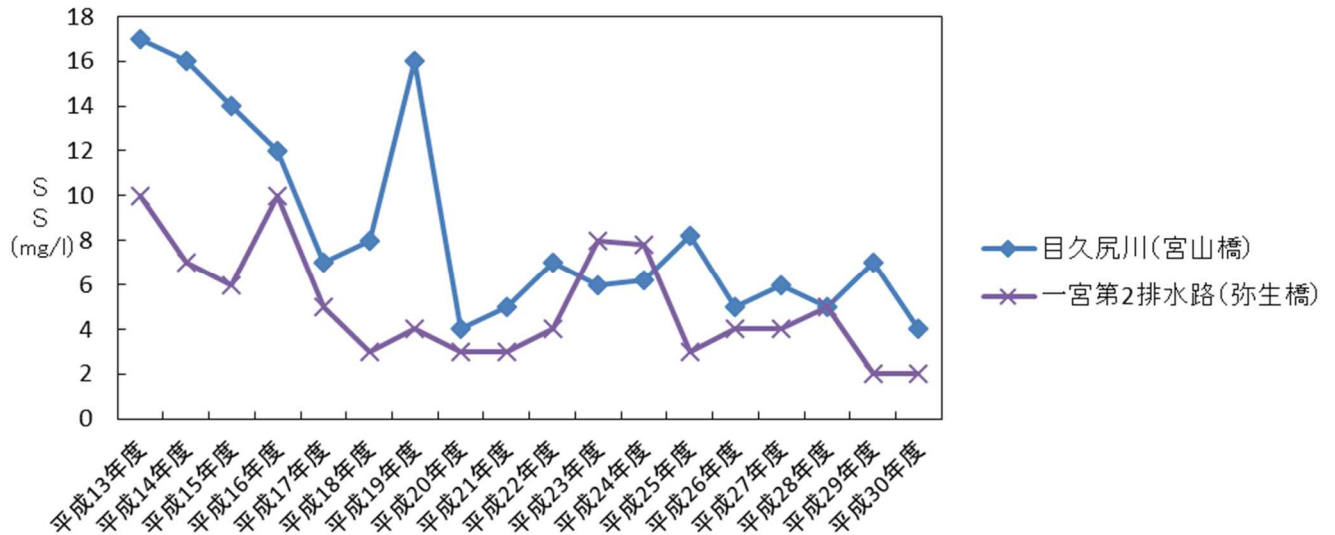


図 8 平成 13 年度～平成 30 年度 SS の経年変化（平均値）